

資料

海外主要国の貸出金利について

—プライム・レート (Prime Rate) または標準貸出金利を中心として—

1. 米 国

1. プライム・レートの歴史

プライム・レートとは大銀行が最優良の信用度を有する大企業に対する短期事業貸出（通常無担保）に適用する金利である。したがってプライム・レートは大銀行が適用する最低の短期事業貸出金利であるが、このような金利をとくにプライム・レートと称して注目するに至つたのは比較的近年のことで、これが発生をみたのは起源的には1933年といわれている。

1920年代には大銀行の適用する最低レートは各街区で時に4%のものもあつたが5~6%を通常とし、しかも比較的頻繁に変更された。当時銀行は要求払預金に対して2~2½%の利息を支払っていたが、1933年銀行法により要求払預金に対する利息支払が禁止されたのを契機として、銀行は事業貸出に対する金利をも引き下げた。ちょうど不況のため一般に資金需要がなく、他方金の流入などにより銀行は巨額のリザーブを有していたので、大銀行はいずれも優良企業に対しては採算ギリギリ (irreducible minimum) の金利1½%を適用するようになった。これがプライム・レートと呼ばれるものの嚆矢をなすものである。

1½%の最低金利はその他の事業貸出金利が変動をみたにもかかわらず1933年10月から1947年12月まで据置かれ、事業貸出の基準的金利として世上の注目をひくに至つた。その後資金コストの上昇を主因にプライム・レートも漸次引き上げられていつたが、その変更の回数も比較的少なく主としてニューヨーク（時にシカゴ）所在の大銀行の1行または2行が先鞭をつけて変更すると、他行が競争上これに追従するという形をとつて行われてきた（この間銀行間には何らの協定もなかつたといわれている）。

2. プライム・レートの性格

プライム・レートが事業貸出金利の指標として

注視されるに至つた歴史的事情は前述の通りであるが、さらに米国にはプライム・レート以外に貸出金利の動向を示す適当な金利がないという特殊事情のあることも留意する必要がある。

- (1) 米国では銀行間または金融当局と銀行間に何らの貸出金利協定がなく、さらに銀行は貸出金利を極秘扱にしているので銀行が公表するプライム・レート以外には一般に事業貸出金利を知る手掛りが少ない。
- (2) 貸出金利は後述するごとく同一銀行でもきわめて多岐にわたつており、さらに銀行間、地域間においても相違しているため、比較的共通して適用されるプライム・レートのほか複雑な各種金利の水準を簡単に示すものがない。

このような事情からプライム・レートは貸出金利の標準的レートとみられているが、次に指摘するとき諸事情からプライム・レートの標準的という意味を過大視することには問題があると思われる。

- (1) 銀行の貸出で重要な地位を占めている住宅抵当、消費者信用などの各種貸出レート、およびプライム・レート以外の事業貸出レートとプライム・レートとの関係は必ずしも密接ではない（後述）。
- (2) 商業銀行の資産に占める短期事業貸出の比率が必ずしも高くない。

すなわち、1957年末における商業銀行の資産構成中貸出は46%を占めるが、（証券投資37%、現金資産17%）、この貸出のうち消費者信用、住宅抵当貸付が46%、その他貸出が11%を占め、事業貸出は43%にすぎない。しかもこの事業貸出の38%は期間1年以上の長期貸出であり、短期事業貸出は総貸出額の26%、総資産のわずか12%にとどまる。プライム・レートの適用されるのはこの短期事業貸出のうちの一部にすぎない。

- (3) プライム・レートを適用しているのはニューヨーク、シカゴ所在の少数の大銀行が中心で、

中小企業に対する貸付を主とする大多数の銀行にはプライム・レートを適用する貸出がほとんどない。

シカゴ連銀の調査によれば、大銀行の事業貸出の $\frac{3}{5}$ ~ $\frac{1}{2}$ はプライム・レートが適用されているといわれる。大銀行については、総資産中に占める事業貸出の比率も相対的に高いから、プライム・レートの水準いかんによつてその収益面に受ける影響は大きいであろう。

- (4) プライム・レートの適用対象に一定の基準がなく、かつその範囲が伸縮する。すなわち、プライム・レートを適用するか否かは個々の銀行の判断によるもので、客観的基準があるわけではない。さらに同一銀行でも資金需要が強く、金融が引き締まっている時期にはプライム・レートは変更せず、従来プライム・レートを適用していた企業のあるものを適用から除外する場合もあり、さらに後述する compensatory balance を引き上げることによつて実効金利を引き上げる措置が採られることがある。

3. プライム・レートと他の金利との関係

(1) プライム・レートと公定歩合との関係

プライム・レートは公定歩合の0.5~2%高である。戦後は大体公定歩合の変更と前後して変更されているので、公定歩合の変更とプライム・レートとの変更にかかなり密接な関係があると言えよう。

ここに注意を要することは、米国の公定歩合は市中金利に追従して変更される度合が強く、英国などにみられるごとく公定歩合自体が市中金利水準の決定に指導的役割を果しているとは言い難いことである。また公定歩合が市中金利に追従するという場合の市中金利は、商業銀行が短期の資金ポジションの調整に利用している open market paper、すなわち財務省証券、商業手形、銀行引受手形のごとき公開市場を有する証券の金利であつて、事業貸出金利ではない。

公定歩合が変更される時期は大体金融が引き締まるかまたは緩和している時期であり、これに対応して各種金利が上昇または下降傾向にあるときである。公定歩合が連銀金融政策の客観的指標とみられているため、その変更が今後の金融政策の

方向を示すものとして金利一般にいわゆる心理的効果を与え、すでに上昇または下降傾向を示している金利の動向を一層促進させることとなる。

このような関係から、公定歩合の上げ下げがプライム・レートにも影響を与えるのであつて、公定歩合とプライム・レートとの間に何パーセントかの利幅を置く協定とか慣習があるわけではない。過去の実情をみても公定歩合の変更時は銀行側も貸出金利の引上げまたは引下げを考慮中の時期で、公定歩合の変更を口実にプライム・レートを引き上げまたは引き下げる場合が多かつた。

(2) プライム・レートと他の事業貸出金利との関係

事業貸出金利は、同一銀行でも借り手の事業規模、信用度、資金の使途、貸出金額、貸出期間、返済方法、担保の種類などによつて相違しており、また大銀行、中小銀行間はもちろん、地域的にも東部、南部、中部によつて色々異なつている。

さらに米国では商業銀行が借入企業に対し貸倒れの保証として貸付額の約20%を預金 (compensatory balance) として保有せしめること(無利息)が慣習的に行われており、この比率を金融の繁閑に応じて変更する方法が用いられている。

以上の事由によつて事業貸出金利の実体をつかむことはきわめて困難であるが(次表参照)、一般事業貸出金利はプライム・レートほどは変更されず、特に地方銀行の貸出金利は比較的硬直的であるといわれており、プライム・レートの変更と一般事業貸出金利の変更とが密接に関係しているとは言えないようである。

事業貸出金利(全加盟銀行)

(1957年7月1日より同年10月1日までに)
貸出された貸出の表面金利の平均。

借入者の規模 (総資産千ドル)	全貸付	期 間		
		1年以内	1~5年	5年以上
平 均	4.9	5.0	5.7	4.7
50 以下	6.5	6.1	8.7	5.8
50~250	5.7	5.6	7.1	7.1
250~1,000	5.4	5.4	6.0	6.0
1,000~5,000	5.1	5.1	5.7	5.7
5,000~25,000	4.8	4.8	4.9	4.9
25,000~100,000	4.5	4.6	4.6	4.6
100,000 以上	4.4	4.4	4.4	3.9

(注) プライム・レートは1957年8月7日に4%から4.5%に引き上げられている。

事業貸出平均金利 (加盟銀行)

(1955年10月5日現在)

業 種	全貸出	期 間	
		1年以内	1年以上
全 企 業	4.2	4.2	4.2
製 造 業	4.0	4.1	4.0
食料・酒・たばこ	3.8	3.8	3.9
織 維・原 料	4.0	3.9	4.0
金 属・金 属 製 品	4.1	4.1	4.1
石 油・石 炭・化 学	3.9	4.2	3.8
そ の 他	4.3	4.4	4.1
商 業	4.6	4.6	4.8
小 売	4.7	4.7	4.8
卸 売	4.5	4.5	4.8
そ の 他 産 業	4.2	4.2	4.3
商 品 デ ィ ー ラ ー	3.7	3.7	4.3
販 売 金 融 会 社	3.6	3.5	3.9
運 輸 ・ 通 信 ・ 公 共 事 業	3.6	3.6	3.7
建 設	5.0	4.8	5.7
不 動 産	4.5	4.5	4.5
サ ー ビ ス	5.1	4.8	5.3
そ の 他	4.3	4.2	4.6

(注) プライム・レートは1955年8月4日3%より3.25%に引き上げられている。

(3) プライム・レートとその他貸出レートとの関係

事業貸出以外の貸出では住宅抵当貸付、消費者信用、証券金融貸付が主要なものであるが、住宅抵当貸付は、政府保証分は4.5～5.5%で景気情勢に応じ政府が決定し(現在、復員軍人援護局保証分4.75%、連邦住宅局保証分5.25%)、非保証分貸付は6～6.5%で過去20年間ほとんど変更がなかったといわれている。また消費者信用の金利は表面上6～8%で(実効金利はこれの約2倍になる)、この金利もほとんど不動である(頭金率、貸付期間などの各種貸付条件の変更によって調整を行っている)。したがって、商業銀行の貸出のうちで重要な地位を占める住宅抵当貸付、消費者信用貸付の金利とプライム・レートとの間には特に関係がないと言えよう。ただブローカーに対する証券担保の貸出(street loanまたはcall loanと呼ばれる)の金利は1920年代には日々大幅に変動していたが30年代以降はほとんど変動がなく、大

体プライム・レートを若干下回るところにあった。1951年5月2.25%に引き上げられてからプライム・レートと同率となり、その後は大体プライム・レートの変更時に前後して変更され、現在も4%とプライム・レートと同率である。

(4) プライム・レートとその他金利との関係

プライム・レートと関係の深い金利に banker's acceptance の金利がある。banker's acceptance を振り出しうる企業にはプライム・レートの適用を受ける資格のあるものも多いため、banker's acceptance rate に引受手数料1½%を加算した金利(現在4%)とプライム・レートとの間にはそう大きな開きはないのが通常である。この意味において、プライム・レートは open market paper rate と customer's rate との中間的性格を有していると言えよう。

さらに近年注目されているのはプライム・レートと超一流社債利回り(Aaa bond)との関係である。1955年以降の連銀の強度の金融引締め政策により長期金利は大幅に騰貴したが、大企業の中にはこの間長期資金を短期銀行借入れによつてまかなうものも多くなり、プライム・レートとAaa bond 利回りとはかなり密接な関係があるとみられるに至っている。

たとえば、9月中旬プライム・レートが3.5%から4%に引き上げられた事由の一つとして、最近の長期金利の上昇によりAaa bond 利回りが3.57%(5～6月)から3.9%台に上昇したことが指摘されている。

(5) プライム・レートと預金金利との関係

米国では連邦準備制度理事会が加盟銀行の定期預金(30日以上)の事前通知を要求しうる time deposit または saving deposit) 金利の最高限度を決定する権限が与えられている(非加盟の連邦預金保険制度加盟銀行については連邦預金保険会社が、準備制度理事会の決定に準じ最高限度を

定期預金最高限度

	6 月 以 上	3 月 以 上	1 月 以 上
1933年11月1日～1935年1月31日	3%	3%	3%
1935年2月1日～1935年12月31日	2.5	2.5	2.5
1936年1月1日～1956年12月31日	2.5	2	1
1957年1月1日～	3	2.5	1

決定している)。同最高限度は前記のごとく長期にわたりほとんど不変である。

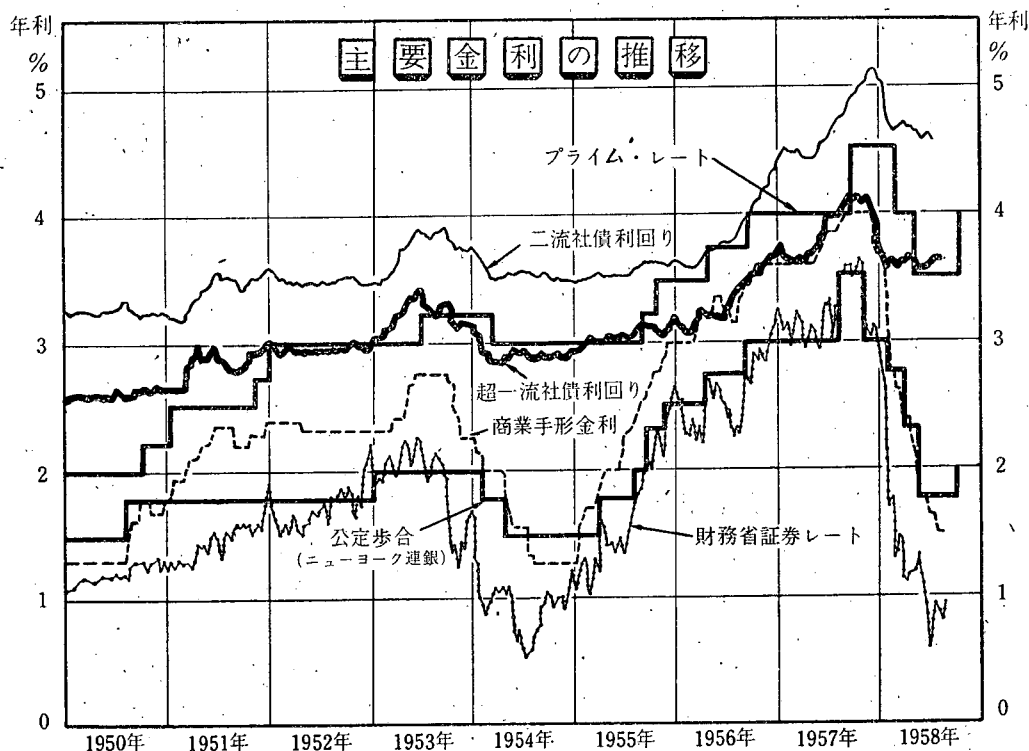
しかし現実の金利は、より頻繁に変更されている。統計資料がないため正確には把握しえないが、銀行により相違があり、かつ同一銀行でも顧客の種類によつて異なる金利が適用されている。最も変更の度合の多いのは外国中央銀行および外国銀行の預け金に対する金利で、これはその性質上財務省証券レートとの動きと密接に関連し、したがつてこれを基準として決定される公定歩合との関係も深く、1955年以降の動きについてみると、6か

月以上物定期預金金利は大體公定歩合と同水準、プライム・レートを1%下回る水準にある。

現行の主な金利

(1958年9月20日現在)

公定歩合	2%
財務省証券レート	2.605%
銀行引受手形(90日物)	2½%
商業手形(4~6か月物)	2¾%
ブローカーズ・ローン	4%
Federal Fund	1¾% (9月22日)
プライム・レート	4%



Ⅱ. 英 国

1. 英国において基準となる市中貸出金利

英国においてはプライム・レートという言葉は一般に使われていない。もしそれが優良企業に対する優遇金利を意味するものとすれば、国有企業ないしは一流法人企業に対する貸出利率などがそれに相当する。しかしもしそれが市中貸出金利の動向を左右する指導的金利、ないしはその水準を

示す基準金利を意味するものとすれば、それはむしろ英蘭銀行公定歩合そのものであると言わざるをえない。このことを理解するためには英国における金利機構のメカニズムを説明する必要があると思われる。

2. 英国の金利事情

英国の市中銀行(ロンドン手形交換所加盟銀行、以下同じ)金利は、大別して①英蘭銀行公定歩合の

変更につれて同じ利幅で変動するものと②市況に
 応じ自由に変動するものとに分けられる。前者に
 は預金・貸出金利、コール基準レートなどがあり、
 後者には手形割引利率、コール自由レート、大蔵
 省証券市場利率などが含まれる。もつとも自由に
 変動するといつてもその上限は①の貸出金利、下
 限は同じく①のコール基準レートとなつているか
 ら、結局市中銀行金利は公定歩合を基準にして整
 然とした体系が形成され、公定歩合が変更されれ
 ばそれに追従して市中銀行金利も一齊に変動する
 と考えてよい。いまその主なものについて概説す
 れば次の通りである。

(1) 公定歩合に追従して一定の利幅で動くもの

(イ) 貸出金利

市中銀行の主たる貸出形態である当座貸越、
 (overdrafts) および担保貸付 (loans) に対
 して適用される利率である。これは貸出先によ
 って次の3種類に分けられる。

(1958年9月15日)
 現在

国有企業に対するもの	公定歩合と同じ	4.5%
一流法人企業に対するもの	公定歩合の0.5%高	5%
その他法人・個人に対するもの	公定歩合の1~1.5%高	5.5~6%

(ロ) 預金金利

英国の市中銀行預金利率は通知
 預金(告知期間7日)利率の一本
 しかないが、その利率は公定歩合
 の2%安である。

(ハ) コール基準レート

市中銀行が割引業者に特に低利
 で出しているコール・ローンのレ
 ートで公定歩合の1¾%安である。
 従来は市中銀行が割引業者に出
 すコールの約半分がこのレートで
 出されていたといわれるが、最近
 はその割合が低下している模様で
 ある。

(2) 市況により変動するもの

(イ) 割引利率

銀行引受手形や一流商業手形の
 割引利率。

市中銀行は割引手形を信用供与

というよりは流動性確保のために保有している
 ので、その額はきわめて少なく1958年6月末
 で貸出の5%にすぎない。

(ロ) 大蔵省証券市場利率

市中銀行が市場において割引業者より大蔵省
 証券を買い入れるときの利率。

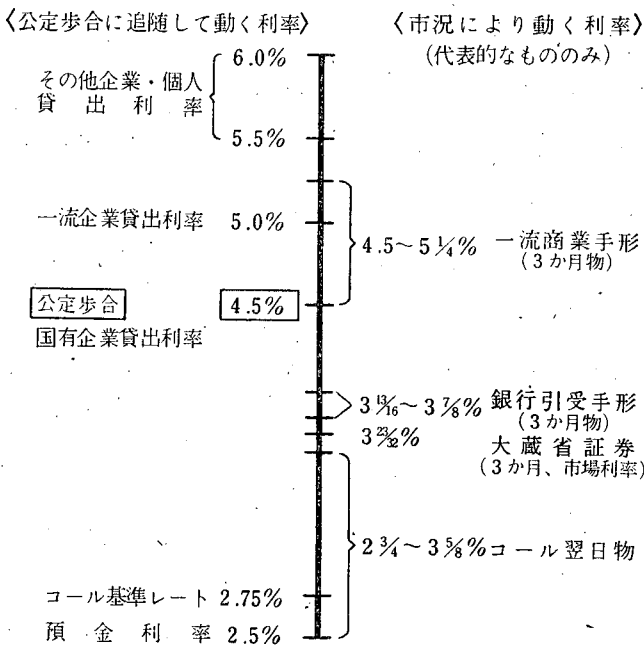
(ハ) コール自由レート

割引業者が市中銀行よりコールを取り入れる
 ときその一部につき適用される利率。条件によ
 り翌日物 (day to day money) と無条件物
 (short money) とがある。

3. 英国における貸出金利の決定と貸出の実情

以上のごとく英国においては公定歩合を中心と
 して整然とした金利体系が出来上つているが、こ
 れらは伝統を誇るロンドン金融市場が1世紀以上
 にわたる銀行組織の歴史のうちに作り上げてきた
 ものであり、法律によつて強制されたものでもな
 ければまた銀行間の協定といつたものでもなく、
 慣行として自ら出来上つているものである。そし
 てその貸出利率の変更も単に英国の経済新聞であ

英国の金利体系



るフィナンシャル・タイムズ紙に公定歩合の変更と同時に報道されるにすぎない。さらに上記の貸出利率についても実際の適用利率は、期間、担保、顧客の信用状態などによつて市中銀行の自由裁量に委ねられているので一流法人企業といつてもその範囲は明確ではない。国有企業についてはその範囲および貸出額が公表されているが（1958年6月30日現在で総貸出額の3.5%）、その他の貸出については英国銀行界特有の秘密主義のため何も公表されていない。以上のような実情から英国において貸出利率の基準になるものといえ、それは英蘭銀行の公定歩合であると言わざるをえないのであつて、いわゆるプライム・レートの概念に相当するものは存在しないと考える方が妥当であろう。

Ⅲ. 西ドイツ

1. 西ドイツの金利

西ドイツにおいては金利は預金、貸出とも最高限度が規制されており、最低限度に関する規制はない。また貸出金利についていわゆるプライム・レートとか標準金利といったような概念もない。ただ戦前存在した割引市場（近く再開が予定されている）における優良手形の割引レートは事実上最低貸出金利でもあつたし、また中央銀行がインシアティブをもつてこれを決定していたという事情から、標準金利的役割を果していたものと言えよう。

2. 貸出金利の最高限度に関する規制

(1) 最高限度に関する規制

最高限度に関する規制は監督官庁による法的規制であるが、自主的協定を基にし、これに法的効力を持たせることを建前とした独特の制度である。例外として政府はある場合には一方的に最高限度を決定できることにはなつてはいるが、戦後実行されたことはない。戦後西ドイツが地方分権化されたため若干の修正が加えられ、また独禁法の成立に伴い自主協定としての性格は弱まつたが、この規制方法は実質的には戦後も戦前とほとんど変わらない。

すなわち、1936年の信用組織法 (Gesetz ueber das Kreditwesen) 第36条に次のごとき規定がある。

「州大蔵大臣は業務上の約款——なかんずく利率ないし手数料について——および競争に関する金融機関の頭取集会の多数決による議決が、その他のものを拘束する旨を宣言することができる……………」

この規定に基き政府は、1936年に銀行間で行われた基本貸出金利協定 (Sollzinsabkommen) を一般的拘束力あるものと宣言した。この基本貸出金利協定は金利および手数料の決定方法を協定したものであり、金利の最高限度はこの協定された方法によつて決定されている。

なお、基本貸出金利協定の対象金融機関は政府金融機関、郵便局、建築貯蓄金庫、質屋など一部の特殊機関を除く金融機関であつて、そのうちの主なものは次のごときものである。

(1957年末)

商業銀行	350
貯蓄銀行	860
信用協同組合	10,700

(2) 最高限度決定の具体的手続

- (イ) 銀行頭取集会がまず案を定める。
- (ロ) この案を銀行監督特別委員会 (注1) に提出する。
- (ハ) 同委員会はその審議結果を各州銀行監督局 (注2) に通知する。
- (ニ) 各州銀行監督局は、通知された審議結果に各州の実情を加味して各金利の最高限度を決定実施する。

上記のごとく規制される金利の最高限度は、各州により若干異なることがあるが1%以上の差異は見られない。

(注1) Sonderausschuß Bankenaufsichts; 連邦経済大臣に属する委員会で連邦全体にわたる銀行監督上の諸問題を審議し、各州、ブンデスバンク、連邦政府間の銀行監督に関する見解の統一を図る。委員は、各州銀行監督局の代表者、連邦政府関係各省の代表者、ブンデスバンクの代表者から成る。

(注2) 各州大蔵大臣の下部機関。

(3) 規制の対象および現在の最高限度

規制の対象は期限4年までの各種貸出金利およびその手数料であつて、金利、手数料別にそれぞれ最高限度が定められている。

現行のノルトライン・ウエストファーレン州（ルールのある西ドイツの重工業地帯）における最高限度は下表の通りである。

区 分	金 利	手数料	計
交互計算信用(注1) 貸出約定限度内	L+1½% (注5)	1か月1¼% (注2)	7½%
貸出約定限度超過分	L+1½	1日 1/80	9
引受信用(注3)	D+1½ (注6)	1か月1¼	6½
手形信用(注4)			
20千マルク以上	D+1½	1か月1¼	5
5千マルク以上20千マルク未満	D+1½	1か月1½	5½
1千マルク以上5千マルク未満	D+1½	1か月1⅞	6
1千マルク未満	D+1½	1か月1⅞	6

- (注1) 当座貸越の形式によつて行われる担保(または保証)貸付。
 (注2) 約定された貸出枠に対して計算され、枠一杯の信用供与が行われると否とにかかわらず徴求される。
 (注3) 借入振出の手形の引受を伴う貸出。
 (注4) 商業手形割引。
 (注5) プンデスバンク担保貸付歩合(現行4%)。
 (注6) プンデスバンク割引歩合(現行3%)。

なお、西ドイツにおける貸出の形態としては次に示すごとく交互計算信用が最も多く、手形信用がこれに次ぎ、引受信用はごく少額にとどまる。

全商業銀行貸出残高 (1958年5月末)

交互計算信用	9,279百万マルク
手形信用	8,823
引受信用	630
計	18,732

(注) インターバンク貸出を含まず。

(4) 公定歩合と規制最高金利との関係

基本貸出金利協定第2条に「貸出金利はプンデスバンク公定割引歩合と一定の関連を持たなければならない」旨規定されており、前表で明らかな通り、公定歩合と $\frac{1}{2}$ ～1½%の幅で上げ下げされるのが通例である。

貸出金利の最高限度の変更は、公定歩合の変更があつてから上述したとき手続を経て行われるので、時期的には若干遅れるが、その効力は公定歩合変更時にさかのぼるのが通例である。

6月27日に公定歩合が3.5%から3%へ引き下げられたときには、24日後の7月21日に貸出金利の最高限度の変更が行われ、6月27日にさかのぼ

つて実施された。

交互計算信用の最高金利については、従来銀行の採算上の理由から、銀行頭取集会の提案に基づく各州大蔵大臣(銀行監督局)の決定で4¾%(手数料を含み7¾%)より下りえないこととなつていた。しかるに最近の公定歩合の度重なる引下げにより、公定歩合が低下(現在3%)してくると、このような下限を存続させることは当面の低金利政策に反するし、また公定歩合と市中最高金利との正常な関係を乱すこととなるため、7月21日この下限は廃止された。

最高金利と実効金利との関係については、西ドイツでは実効金利が公表されていないため明らかでないが、最近の優良企業に対する銀行引受信用の金利(手数料を含む)は5%前後と推定されており、引受信用の最高金利6½%との差が1.5%前後ある模様である。

3. 戦前の割引市場における優良手形の割引レート

戦前(1925～39年)の割引市場における取引対象手形は次のごとく要件を具備する手形であつた。

- (イ) 優良企業の振り出したもの。
- (ロ) 一流銀行の引き受けたもの。
- (ハ) 有名銀行または割引ブローカーの裏書のあること。
- (ニ) 手形期間が30日以上90日以下であること。
- (ホ) 金額5,000マルク以上100,000マルク以下であること。
- (ヘ) 手形の支払場所がライヒス・バンク本支店所在地であること。

かかる手形の市場における割引率は、ライヒス・バンクの指導により日々決定されベルリン証券取引所に公示されていた。もちろんこの割引率は市場の実勢を十分勘案して決定されるものであつたが、ライヒス・バンクは随時市場に介入し売買操作を行つており、おおむね公定歩合より安く翌日物コール・レートより高い水準に維持されていたため標準最低金利的性格を有していた。

現在、プンデスバンク、関係政府当局ならびに金融界においてほぼ戦前の形態を踏襲した割引手形市場の再開が準備されつつあり、再開後の市場

割引金利も戦前と同様、西ドイツ金利体系内における標準金利的な性格を持つに至るものと思われる。

IV. フランス

1. フランスの金利

フランスにおいては貸出金利について最低限度が、また預金金利については最高限度が国家信用理事会によつて決められている。

国家信用理事会は、1945年の「フランス銀行および大預金銀行の国有化ならびに信用組織に関する法律」により設立されたもので、政府の指名する大臣を会長、フランス銀行総裁を副会長とし、その他各界の代表者41名をもつて構成され、通貨金融上の問題につき種々の方策を提議したり、大蔵大臣に勧告したり、金融機関の組織経営について指導監督を行い、また信用の条件などについてはこれを決定する機関である。

国家信用理事会の貸出金利の最低限度、預金金利の最高限度の決定には銀行協会の同意を要し、この同意が得られない場合は大蔵大臣の承認が必要である。

2. 貸出金利の現状

フランスの貸出金利にはプライム・レートといつた概念はないが、商業手形の割引レートが標準的貸出金利の性格を持つていと言えよう。

(1) 現行最低金利

国家信用理事会の定めている現行最低貸出金利は次の通りである。

(i) 商業手形割引 (3か月未満)

	手数料	計
銀行地を支払場所とするもの (注1)	D+0.6% (注2)	5.6%(A)
その他の手形	A+0.5 "	6.1 "

(ii) 当座貸越

金利	(1か月)	
8%	0.05 "	8.6 "

(iii) 手形貸付

中期信用手形割引 (注3)		7.6 "
---------------	--	-------

(注1) フランス銀行本支店事務所所在地、1956年末で1,308。

(注2) 公定割引歩合。

(注3) 設備資金、建築資金など期間の比較的長いもの (3年未満) で政府機関が再割を承認したもの。

(2) 標準貸出金利の性格を持つ商業手形割引レート

フランスにおいては商業手形が最も重要な伝統的信用手段であり、フランス銀行対民間貸出の大きな部分を占めているとともに、商業銀行の貸出中に占めるウェイトも大きい。なお全国銀行の各種貸出残高を示すと次の通りである。

全国銀行貸出残高 (361行)	1957年末
商業手形割引 (中期信用手形を含む)	19,825億フラン
当座貸越	6,639
担保貸付	
その他貸付	2,518

また前記の表によつて明らかな通り、商業手形割引レートの最低限度は公定歩合に一定の手数料を加算したものと決められており、公定歩合の変動とともに全く機械的に動く仕組みになっている。

以上の事情から、商業手形の割引レートがフランスにおける標準貸出金利の役割を有しているものとみられるのであるが、その実効金利は国際決済銀行の調査によると1956年において4.5~6% (当時の規制最低限度は3.6%—銀行地) であつたとされている。

(3) 公定歩合との関係

前述のごとく商業手形割引レートの最低限度は公定歩合の変更につれ全く自動的に変動し、当座貸越、手形貸付、中期信用手形の最低限度もほぼ公定歩合の変更と併行して変更される。換言すれば、公定歩合が標準的市中貸出金利たる商業手形割引レートをはじめ、その他貸出金利の動向を左右する基準となつており、指導金利の役割を果している。

しかしながら、商業手形割引レート以外の市中貸出金利の変更は公定歩合の変更と必ずしも同時的なものではなく、たとえば1957年4月と8月に公定歩合はそれぞれ1%引き上げられたが (3→4→5%)、上記当座貸越、手形貸付の諸金利の最低限度は4月の場合と同時に、8月の場合4か月後の12月に1%の引上げが行われている。